

第9期計画における伊勢崎市の介護保険料(案) ー 現行計画との比較 ー

(令和6～令和8年度)

保険料年額				所得段階を区分する要件ー市民税の課税状況等						令和6年度の所得段階別賦課人数(推計)
A		B	C	1		3		A'	B'	
所得段階別	第8期(令和3～令和5年度)	第9期(令和6～令和8年度)	増減額	所得段階別	本人	世帯	本人	第8期(令和3～令和5年度)	第9期(令和6～令和8年度)	
第1段階	21,600円(基準額×0.30)	20,500円(基準額×0.285)	▲1,100円	第1段階	市民税非課税	世帯全員が非課税	公的年金等収入金額と合計所得金額の合計 *合計所得金額から年金雑所得を控除	・80万円以下の人 ・生活保護受給者	第8期から変更なし	6,879人
第2段階	36,000円(基準額×0.50)	34,900円(基準額×0.485)	▲1,100円	第2段階			80万円を超え120万円以下	第8期から変更なし	4,850人	
第3段階	50,400円(基準額×0.70)	49,300円(基準額×0.685)	▲1,100円	第3段階			120万円を超える	第8期から変更なし	4,110人	
第4段階	62,600円(基準額×0.87)	61,200円(基準額×0.85) 乗率変更 国の標準は、基準額×0.90	▲1,400円	第4段階		世帯に課税者がいる	公的年金等収入金額と合計所得金額の合計 *合計所得金額から年金雑所得を控除	80万円以下	第8期から変更なし	5,865人
第5段階	72,000円(基準額)	72,000円(基準額)	増減なし	第5段階			80万円を超える	第8期から変更なし	9,130人	
第6段階	86,400円(基準額×1.20)	86,400円(基準額×1.20)	増減なし	第6段階	市民税課税		合計所得金額	120万円未満	第8期から変更なし	9,180人
第7段階	93,600円(基準額×1.30)	93,600円(基準額×1.30)	増減なし	第7段階	収入が年金のみ 年金収入230～240万円の人 税制改正の影響回避のための特例措置を継続しないため 第6段階 → 第7段階 86,400円 93,600円 年額7,200円アップ 対象650人			120万円以上210万円未満	第8期から変更なし	7,620人
第8段階	108,000円(基準額×1.50)	108,000円(基準額×1.50)	増減なし	第8段階				210万円以上320万円未満	第8期から変更なし	3,370人
第9段階	122,400円(基準額×1.70)	122,400円(基準額×1.70)	増減なし	第9段階				320万円以上400万円未満	320万円以上420万円未満	1,265人
第10段階	133,200円(基準額×1.85)	136,800円(基準額×1.90)	+3,600円	第10段階	519万円の人 第11段階 → 第10段階 136,800円 136,800円			400万円以上500万円未満	420万円以上520万円未満	565人
第11段階	136,800円(基準額×1.90)	151,200円(基準額×2.10)	+14,400円	第11段階				500万円以上600万円未満	520万円以上620万円未満	345人
第12段階	151,200円(基準額×2.10)	165,600円(基準額×2.30)	+14,400円	第12段階	619万円の人 第12段階 → 第11段階 151,200円 151,200円			600万円以上	620万円以上720万円未満	235人
第13段階		172,800円(基準額×2.40)	+21,600円	第13段階					720万円以上	932人

第8期 国標準9段階
*市町村の裁量により段階を増やすことが可能(多段階化)

第9期 国標準13段階
*市町村の裁量により段階を増やすことが可能(多段階化)

介護保険法施行令第38条の規定どおりの基準所得金額

合計 54,346人